

表5 建設業許可後の各種届出【法第11条】【ガイドライン第11条関係】

次の事項に変更が生じた場合は、届出が必要です。

※石狩振興局は各2部（正・副）、その他の振興局は各3部（正・副2）提出

No	変更事項		届出・添付書類	確認書類	届出期間
1	商号・名称		①変更届出書（様式第22号の2） ②登記事項証明書（履歴事項全部証明書） * 登記事項証明書の添付は商業登記の変更を必要とする場合に限る。		事実発生後30日以内
2	営業所の名称・所在地		①変更届出書（様式第22号の2） ②登記事項証明書（履歴事項全部証明書） * 登記事項証明書の添付は商業登記の変更を必要とする場合に限る。	⇒p52「Ⅲ営業所等の確認書類」	
3	営業所の新設		①変更届出書（様式第22号の2第1面及び2面） ②登記事項証明書（履歴事項全部証明書） * 登記事項証明書の添付は商業登記の変更を必要とする場合に限る。 ③政令第3条使用人追加に係る変更届出（⇒No.10） ④専任技術者に係る変更届出（⇒No.13の変更・追加に係る届出）	⇒p52「Ⅲ営業所等の確認書類」	
4	営業所の廃止		①変更届出書（様式第22号の2第1面及び2面） ②登記事項証明書（履歴事項全部証明書） * 登記事項証明書の添付は商業登記の変更を必要とする場合に限る。 ③建設業法施行令第3条に規定する使用人の一覧表（様式第11号）◆ ④専任技術者に係る変更届出（⇒No.13の変更・追加の事項中の交替に伴う削除若しくは営業所のみの変更、又は欠いたときに係る届出）	◆ 法定上事実発生後30日以内に提出する書類ではありませんが、事務処理上添付をお願いしています。	
5	営業所の業種追加		①変更届出書（様式第22号の2第1面及び2面） ②専任技術者の追加・変更又は削除の届出が必要（⇒No.13）		
6	営業所の業種廃止		①変更届出書（様式第22号の2第1面及び2面） ②専任技術者の追加・変更又は削除の届出が必要（⇒No.13） * ある業種について全ての営業所において廃業する場合は、廃業届となる。（⇒No.16）		
7	資本金額		①変更届出書（様式第22号の2） ②登記事項証明書（履歴事項全部証明書） * 登記事項証明書の添付は商業登記の変更を必要とする場合に限る。		
8	役員等	新任（就任）	①変更届出書（様式第22号の2） ②役員等の一覧表（様式第1号別紙1）◆ ③登記事項証明書（履歴事項全部証明書） * 登記事項証明書の添付は商業登記の変更を必要とする場合に限る。（顧問、相談役及び株主等は不要） ④誓約書（様式第6号） ⑤役員等の住所、生年月日等に関する調書（様式12号） ⑥成年被後見人又は被保佐人に該当しないことを証明する登記事項証明書及び身分証明書（顧問、相談役及び株主等は不要） ⑦医師の診断書※1（顧問、相談役及び株主等は不要）	◆ 法定添付書類ではありませんが、事務処理上添付をお願いしています。 ※1 成年被後見人又は被補佐人に該当する場合（発行後3カ月以内のもの）（登記事項証明書は不要）	

No	変更事項		届出・添付書類	確認書類	届出期間
8	役員等	退任	①変更届出書（様式第 22 号の 2） ②役員等の一覧表（様式第 1 号別紙 1）◆ ③登記事項証明書（履歴事項全部証明書） * 登記事項証明書の添付は商業登記の変更を必要とする場合に限る。	◆ 法定添付書類ではありませんが、事務処理上添付をお願いしています。	事実発生後 30 日以内
		代表者（申請人）	①変更届出書（様式第 22 号の 2） ②登記事項証明書（履歴事項全部証明書） * 登記事項証明書の添付は商業登記の変更を必要とする場合に限る。 * 経營業務の管理責任者も変更した場合は、2 週間以内に当該届出が必要（⇒No.11）		
		氏名（改姓・改名）	①変更届出書（様式第 22 号の 2） ②登記事項証明書（履歴事項全部証明書） * 登記事項証明書の添付は商業登記の変更を必要とする場合に限る。 ③個人事業主の場合は戸籍抄本		
9	支配人	新任	①変更届出書（様式第 22 号の 2） ②建設業法施行令第 3 条に規定する使用人の一覧表（様式第 11 号）◆ ③登記事項証明書（履歴事項全部証明書） * 登記事項証明書の添付は商業登記の変更を必要とする場合に限る。 ④誓約書（様式第 6 号） ⑤建設業法施行令第 3 条に規定する使用人の調書（様式 13 号） ⑥成年被後見人又は被保佐人に該当しないことを証明する登記事項証明書及び身分証明書 ⑦医師の診断書 ^{*2}	◆ 法定上事実発生後 2 週間以内に提出する書類ではありませんが、事務処理上添付をお願いしています。 ※ 2 成年被後見人又は被補佐人に該当する場合（発行後 3 カ月以内のもの）（登記事項証明書は不要）	事実発生後 2 週間以内
		退任	①変更届出書（様式第 22 号の 2） ②建設業法施行令第 3 条に規定する使用人の一覧表（様式第 11 号）◆ ③登記事項証明書（履歴事項全部証明書） * 登記事項証明書の添付は商業登記の変更を必要とする場合に限る。	◆ 法定上事実発生後 2 週間以内に提出する書類ではありませんが、事務処理上添付をお願いしています。	
		氏名（改姓・改名）	①変更届出書（様式第 22 号の 2） ②登記事項証明書（履歴事項全部証明書） * 登記事項証明書の添付は商業登記の変更を必要とする場合に限る。		事実発生後 30 日以内
10	建設業法施行令第 3 条に規定する使用人（新たに営業所の代表者になった者があるとき）		①変更届出書（様式第 22 号の 2） ②誓約書（様式第 6 号） ③建設業法施行令第 3 条に規定する使用人の一覧表（様式第 11 号）◆ ④建設業法施行令第 3 条に規定する使用人の住所、生年月日等に関する調書（様式第 13 号） ⑤成年被後見人又は被保佐人に該当しないことを証明する登記事項証明書及び身分証明書（追加された者のみ） ⑥医師の診断書 ^{*3} （追加された者のみ）	◆ 法定上事実発生後 2 週間以内に提出する書類ではありませんが、事務処理上添付をお願いしています。 ※ 3 成年被後見人又は被補佐人に該当する場合（発行後 3 カ月以内のもの）（登記事項証明書は不要）	事実発生後 2 週間以内
11	常勤役員等（経營業務の管理責任者に限る）	変更・追加	①変更届出書 ^{*4} （様式第 22 号の 2） ②役員等の一覧表（様式第 1 号別紙 1）◆ ③常勤役員等（経營業務の管理責任者等）証明書（様式第 7 号）又は常勤役員等及び当該常勤役員等を直接に補佐する者の証明書（様式第 7 号の 2） ④常勤役員等の略歴書（様式第 7 号別紙又は様式第 7 号の 2 別紙） * 代表者も変更した場合は、30 日以内に当該届出が必要（⇒No.8）	⇒p51「Ⅰ常勤役員等（経營業務の管理責任者）証明書に関する確認書類」 ◆ 法定添付書類ではありませんが、事務処理上添付をお願いしています。	事実発生後 2 週間以内 ※ 4 事実発生後 30 日以内
		欠いたとき	①変更届出書 ^{*4} （様式第 22 号の 2） ②届出書（様式第 22 号の 3）		

No	変更事項		届出・添付書類	確認書類	届出期間
11	常勤役員等 (経営業務の管理責任者)	氏名(改姓・改名)	①常勤役員等(経営業務の管理責任者)証明書(様式第7号)又は常勤役員等及び当該常勤役員等を直接に補佐する者の証明書(様式第7号の2) ②常勤役員等(経営業務の管理責任者)の略歴書(様式第7号別紙又は様式第7号別紙一及び別紙二) ③戸籍抄本又は住民票の抄本	⇒p51「I 常勤役員等(経営業務の管理責任者)証明書に関する確認書類」 ※様式第7号の2は、第1面～第4面のうち、変更のない事項に関するものは提出不要	事実発生後2週間以内 ※5 事実発生後30日以内
12	常勤役員等を直接に補佐する者	変更・追加	①変更届出書(様式第22号の2) ②常勤役員等及び当該常勤役員等を直接に補佐する者の証明書(様式第7号の2) ③常勤役員等を直接に補佐する者の略歴書(様式第7号の2別紙二) ④組織図	⇒P51「I 常勤役員等(経営業務の管理責任者)証明書に関する確認書類」 ※様式第7号の2は、第1面～第4面のうち、変更のない事項に関するものは提出不要	
		欠いたとき	①変更届出書※ ⁵ (様式第22号の2) ②届出書(様式第22号の3)	代わりの者がいる場合は上段により届出、補佐する者を置かず、経営業務の管理責任者(規則7条第1号イに該当する人物)を置く場合は、No 11により届出	
		氏名(改姓・改名)	①常勤役員等及び当該常勤役員等を直接に補佐する者の証明書(様式第7号の2) ②常勤役員等を直接に補佐する者の略歴書(様式第7号別紙二) ③戸籍抄本又は住民票の抄本	※様式第7号の2は、第1面～第4面のうち、変更のない事項に関するものは提出不要	
13	専任技術者	変更・追加	①変更届出書※ ⁵ (様式第22号の2) ②専任技術者一覧表(様式第1号別紙4)◆ ③専任技術者証明書(新規・変更)(様式第8号) ④新たな専任技術者の技術資格に関する書面(技術検定合格証明書等) *追加 添付書類、確認書類は全て必要 *有資格区分の変更 添付書類、確認書類は全て必要(技術資格に関する書面は変更が生じた資格に係るもののみ) 確認書類は変更が生じた技術資格に関する書面は変更が生じた資格に係るもののみ *担当業種の変更 添付書類は全て必要(技術資格に関する書面は新たに担当する業種に関わるもののみ(担当業種が減る場合は不要)) 確認書類は不要 *交替に伴う削除 添付書類のうち技術資格に関する書面は不要 確認書類は不要 *営業所のみの変更 添付書類のうち技術資格に関する書面は不要 確認書類は常勤を確認する書類が必要	⇒p51「II 営業所の専任技術者に関する確認書類」 ◆ 法定添付書類ではありませんが、事務処理上添付をお願いしています。	
		欠いたとき	①変更届出書※ ⁵ (様式第22号の2) ②専任技術者一覧表(様式第1号別紙4)◆ ③届出書(様式第22号の3)	◆ 法定添付書類ではありませんが、事務処理上添付をお願いしています。	
		氏名(改姓・改名)	①変更届出書※ ⁵ (様式第22号の2) ②専任技術者一覧表(様式第1号別紙4)◆ ③専任技術者証明書(様式第8号) ④戸籍抄本又は住民票の抄本	⇒p51「II 営業所の専任技術者に関する確認書類」 ◆ 法定添付書類ではありませんが、事務処理上添付をお願いしています。	

No	変更事項	届出・添付書類	確認書類	届出期間
14	欠格要件に該当するに至ったとき (法第8条第1号及び第7号から第13号までのいずれかに該当するに至ったとき)	①届出書(様式第22号の3)		
15	決算等、事業年度が終了する毎に届出を行う必要があるもの	①工事経歴書(様式第2号) ②直前3年の各事業年度における工事施工金額(様式第3号) ③貸借対照表(法人:様式第15号、個人:様式第18号) ④損益計算書(法人様式第16号、個人:様式第19号) ⑤株主資本等変動計算書(法人:様式第17号) ⑥注記表(法人:様式第17号の2) ⑦事業報告書(任意様式)(株式会社(特例有限責任会社を除く)のみ) ⑧附属明細表(様式第17号の3)(※規則第4条第1項第9号に規定する小会社を除く) ⑨事業税の納税証明書(納付すべき額及び納付済額の証明用) ⑩使用人数(様式第4号)(※変更があった場合のみ) ⑪建設業法施行令第3条に規定する使用人の一覧表(様式第11号)(※変更があった場合のみ) ⑫健康保険等の加入状況(様式第7号の3)(※従業員の数に変更があった場合のみ) ⑬定款(※変更があった場合のみ)	(*変更に応じて) 注 左記書類の提出の際は、要綱別紙5-1を提出してください。	毎事業年度経過後4カ月以内
16	廃業届	①廃業届(様式第22号の4) *ある業種について一部の営業所でのみ廃止した場合は、営業所の業種廃止の変更届となる(⇒No.6)		事実発生後30日以内
17	健康保険等の加入状況	①健康保険等の加入状況(様式第7号の3) ②変更の内容を証する書類 ※従業員の数のみ変更となる場合は、No15により届出する。	②変更の内容を証する書類はP52表4-4を参照	事実の発生後2週間以内